

滞納税徴収過払い金で

プロミスに 簡裁命令 芦屋市に31万円返還

兵庫県芦屋市の市税を滞納している同市内の男性が、大手消費者金融プロミス(東京都千代田区)に法定金利を超える利息で返済した「過払い金」をめぐる、市が滞納者に代わって同社に返還を求めた訴訟の判決が10日、西宮簡裁であった。西田文則裁判官は市の主張を全面的に認め、約31万円を市に支払うよう同社に命じた。

兵庫県芦屋市の市税を滞納している同市内の男性が、大手消費者金融プロミス(東京都千代田区)に法定金利を超える利息で返済した「過払い金」をめぐる、市が滞納者に代わって同社に返還を求めた訴訟の判決が10日、西宮簡裁であった。西田文則裁判官は市の主張を全面的に認め、約31万円を市に支払うよう同社に命じた。

簡裁命令 芦屋市に31万円返還

プロミスに 簡裁命令 芦屋市に31万円返還

過払い金からの徴収は滞納税回収の「切り札」として注目され、昨年以降、全国の自治体に広がっている。

今回の判決について瀧弁護士は「預金や給与の差し押さえに比べ、過払い金請求権の差し押さえは滞納者にとってダメージが少ない。本来支払う必要のない利息に気づかせるといった意味からも利点が大きい。今回の判決を機に同様の手法を取る自治体が全国に広がっていくと思う」と話している。(山田佳奈)

税など約70万円を滞納した男性の支払い能力を調査する過程で、男性がプロミスに約31万円の過払いをしていたことを確認。同社に対して男性が持つ「不当利得返還請求権」を差し押さえ、提訴した。

裁判でプロミス側は、過払いかどうか争われた支払いについて「金利の上限(年15%20%)を超えても、借り手が任意に支払う場合は有効とされる」と主張。判決は「利

息の制限額を超える部分を支払うことを事実上強制しており、任意の支払いとは認められない」として退けた。

多量債務問題に詳しい瀧康